



# 連合奈良 西和地域協議会 地協ニュース

NO. 71

2020年 7月15日 (水)  
大和郡山市南郡山町 554-1  
西日本電信電話奈良大和ビル内  
連合奈良西和地域協議会  
代表者 田中 篤史 編集者 仁田 実

## 新聞折り込みにて連合奈良をアピール !!

7月度の「連合奈良の日」の街頭行動を新型コロナウイルスの感染拡大により中止とし、6月度に続いてチラシの新聞折り込みをして地域の人にアピールしました。

週末は新聞の折り込み広告が多く入るため地域住民に見てもらうために比較的広告の少ない月曜日に入れることとしました。

折り込み日：2020年7月6日(月)  
折り込み新聞：読売、毎日、朝日 各誌朝刊  
折り込み地域：大和郡山市筒井町周辺  
折り込み枚数：4000枚

**ハラスメント対策** チェックしてみよう!

**事業主が講じなければならない雇用管理上の措置(防止措置)10項目**

ハラスメントの各指針で定める雇用管理上の措置(防止措置)は10項目あります。  
パワハラ・セクハラ・マタハラ・ケアハラ共通です。

(1) 事業主の方針等の明確化およびその周知・啓発

- ① 職場におけるハラスメントの内容および職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、管理監督者を含む労働者に周知・啓発すること。
- ② 職場におけるハラスメントに係る言動を行った者については、厳正に対処する旨の方針および対処の内容を就業規則その他の職場における服務規律等を定めた文書に規定し、管理監督者を含む労働者に周知・啓発すること。

(2) 相談(苦情を含む)に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

- ① 相談への対応のための窓口(相談窓口)をあらかじめ定め、労働者に周知すること。
- ② 相談窓口の担当者が、相談に対し、その内容や状況に応じ適切に対応できるようにすること。

(3) 職場におけるハラスメントに係る事後の迅速かつ適切な対応

- ① 事業に係る事実関係を迅速かつ正確に確認すること。
- ② 職場におけるハラスメントが生じた事実が確認できた場合においては、速やかに被害を受けた労働者(被害者)に対する配慮のための措置を適正に行うこと。
- ③ 職場におけるハラスメントが生じた事実が確認できた場合においては、行為者に対する措置を適正に行うこと。
- ④ 改めて職場におけるハラスメントに関する方針を周知・啓発する等の再発防止に向けた措置を講ずること。

(4) 併せて講ずべき措置

- ① 職場におけるハラスメントに係る相談者・行為者等の情報は当該相談者・行為者等のプライバシーに属するものであることから、相談への対応または当該ハラスメントに係る事後の対応に当たっては、相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講ずるとともに、その旨を労働者に対して周知すること。
- ② 労働者が職場におけるハラスメントに関し相談をしたこともしくは事実関係の確認等の事業主の雇用管理上講ずべき措置に協力したこと、都道府県労働局に対して相談、紛争解決の援助の求めもしくは調停の申請を行ったことまたは調停の出頭求めに応じたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発すること。

**連合奈良**

**ハラスメント対策関連法**  
2020年6月1日から施行されています!  
(中小事業主は2022年3月31日までは努力義務)

2019年5月29日に「ハラスメント対策関連法」が国会で成立しました。  
事業主には、セクハラ、マタハラ、ケアハラに加えて、新たにパワハラに関する雇用管理上の措置(防止措置)を講ずることが義務付けられています。

ハラスメントの各指針で定める雇用管理上の措置(防止措置)は10項目あります!  
裏面をチェック  
(パワハラ・セクハラ・マタハラ・ケアハラ共通)

詳しくは連合HPをチェック! →

連合奈良YouTubeチャンネルへアクセス

いろいろなハラスメントが増加傾向にあります。今一度職場の周囲を見渡してハラスメントが起こっていないかチェックをして見ましょう !!

※マタハラ・ケアハラの場合は、「業務体制の整備など、事業主や従業員等の労働者その他の労働者の実情に応じ、必要な措置を講ずること」という項目も1つあります。

